

## 網走市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例案要綱

### 第1 目的

この条例は、網走市の区域内における太陽光発電事業の実施により、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることのないよう、必要な事項を定めることを目的とすること。

### 第2 定義

この条例における用語の定義を次のように定めること。

- 1 「太陽光発電施設」とは、太陽光を電気に変換する施設及びその附属物をいうこと。
- 2 「太陽光発電事業」とは、次の事業をいうものとすること。
  - (1) 太陽光発電施設（建築基準法第2条第1号に規定する建築物に附属して設置するものを除く。）であって、発電出力の合計が10kW以上のものを設置する事業（当該太陽光発電施設により発電される電気が、専ら一の世帯の日常生活及び当該世帯の居宅に附属する建物で営まれる生業に必要な電力の消費の用に供されることとなるものを設置するものとして規則で定めるところにより市長の認定を受けたものを除く。）
  - (2) (1)に規定する太陽光発電施設を発電の用に供する事業
- 3 「事業者」とは、太陽光発電事業を行おうとする者並びに太陽光発電事業を行う者及びその承継人をいうものとすること。
- 4 「事業区域」とは、太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいうものとすること。

### 第3 市の責務

市は、第1の目的を達成するため、必要な措置を適切に、かつ、円滑に講ずるものとする。

### 第4 事業者の責務

事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることのないよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

### 第5 太陽光発電施設の設置場所の制限

事業者は、事業区域が次の表に掲げる区域を含むことがないようにしなければならないこと。ただし、同表に規定する法令の規定に基づき行政庁が太陽光発電施設の設置を許す場合又は同表による制限が保護しようとする利益を損わないことが確実である場合は、この限りでないこと。

| 分 類   | 該当する区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防 災   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域</li> <li>(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づき指定された土砂災害警戒区域</li> <li>(4) 砂防法第2条の規定に基づき指定された砂防指定地</li> </ul>                                                                             |
| 環境保全  | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 網走国定公園の第一種特別地域、第二種特別地域、第三種特別地域及び普通地域並びにこれらの各地域の外縁からの水平距離が300m以内の地域（能取工業団地の区域<u>その他規則で定める区域</u><sup>1</sup>を除く。）</li> <li>(2) 森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林の区域、同法第25条第1項の規定に基づき指定された保安林及び同法第41条第1項の規定に基づき指定された保安施設地区</li> <li>(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定に基づき指定された特別保護地区</li> </ul> |
| 水辺・沿岸 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川法第6条第1項に規定する河川区域及び同法第56条第1項の規定に基づき指定された河川予定地</li> <li>(2) 海岸法第3条第1項の規定に基づき指定された海岸保全区域</li> <li>(3) 都市計画法第2章の規定により臨港地区として定められた地</li> </ul>                                                                                                                                                  |

<sup>1</sup> 追加的な区域除外の必要がある場合に、規則で追加できるようにする必要性はないかどうか。

|     |                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 区及び港湾法第 38 条の規定により定められた地区<br>(4) 港湾法第 37 条第 1 項の規定に基づき定められた港湾隣接地域<br>(5) 水防法第 14 条の規定に基づき指定された洪水浸水想定区域 |
| 農 業 | (1) 農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域                                                           |
| 文 化 | (1) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定に基づき指定された史跡名勝天然記念物の指定地域                                                       |

## 第 6 事前協議

- 1 事業者は、第 8 の許可を受けようとする場合は、その申請をする前に、次に掲げる事項を記載した事前協議書に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならないこと。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地。以下同じ。)並びに連絡先並びに現場責任者の氏名、住所及び連絡先
  - (2) 事業区域の所在地、その地目及び面積並びに事業区域の使用の権原
  - (3) 太陽光発電施設の構造及び合計発電出力並びに当該事業者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に太陽光発電施設を設置する事実の存否（以下「分割の存否」という。）
  - (4) 太陽光発電事業の期間
  - (5) 第 5 のただし書の適用による太陽光発電施設の設置を予定する場合には、その旨
  - (5) その他規則で定める事項
- 2 市長は、事前協議書の提出を受けたときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。

## 第 7 周辺住民等への周知措置

- 1 事業者は、太陽光発電施設の設置をしようとするときは、設置予定場所の周辺地域の住民等(以下「周辺住民等」という。)に対し、太陽光発電施設の設置及び運用に関する事項について、説明会の開催又はその他の方法により周知させる措置(以下「周知措置」という。)を講じなければならないこと。
- 2 周知措置は、主として、太陽光発電施設の合計発電出力の大小に応じて、住民説明会又はポスティング等に区分すること。
- 3 事業者は、周知措置においては、以下の事項に関する情報を提供しなければならない。
  - (1) 太陽光発電事業に係る計画(事業計画)の概要
  - (2) 事業計画の実施に関し適用される法令及び条例の規定の遵守に関する事項
  - (3) 太陽光発電施設の設置のための工事の概要
  - (4) 緊急連絡先並びに保守管理者の名称又は氏名及びその連絡先
  - (5) 太陽光発電事業の実施に係る防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成(第10(4)の配慮の内容を含む。)、文化の継承等に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容
  - (6) 太陽光発電事業の終了時における太陽光発電施設の撤去及びその処分に要すると見込まれる費用に相当する財産の確保に関する事項
- 4 1における「周辺住民等」の範囲については、主として、設置予定場所の敷地境界線からの水平距離の大小に応じて定めるものとする。
- 5 周知措置は、少なくとも、太陽光発電施設の立地の検討段階(事前協議書の提出の後、着工の少なくとも6月前までとする。)、その施工前の段階(着工の少なくとも3月前までとする。)ごとに実施するものとする。
- 6 周辺住民等は、周知措置で示された内容に関し、住民説明会の場で、又は書面又は電磁的方法により、事業者意見又は質問を提出することができる。事業者は、これらに誠実に応答し、周辺住民等の意見に合理性がある場合には、計画の修正をするものとする。
- 7 事業者は、第8の2の許可の申請に際し、周知措置の内容、周辺住民等からの質問又は意見、事業者の応答及び計画の修正の対応関係を整理した書類を、市長に提出するものとする。

- 8 太陽光発電施設の出力が1000kW以上である場合には、事業者は、市の職員（設置予定場所が第5における環境保全に係る区域を含む場合には、市の職員及び自然環境の保全に関し識見を有する者）が住民説明会に陪席し、質問をする機会が確保されるようにしなければならないこと。

## 第8 許可

- 1 事業者は、市の区域内において太陽光発電事業を実施しようとするときは、太陽光発電施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならないこと。
- 2 1の許可を受けようとする者は、事業計画が記載された書類（以下「事業計画書」という。）及び規則で定める書類を添付して許可申請書を市長に提出しなければならないこと。
- 3 事業計画書に次に掲げる事項を記載しなければならないこと。
  - (1) 事業者の氏名及び住所
  - (2) 事業区域の所在地、面積及び工事完成時における土地の形状並びにその事業区域の使用権原
  - (3) 太陽光発電施設の構造及び合計出力並びに分割の存否
  - (4) 太陽光発電施設の設置に係る工事の着工予定日及び完了予定日
  - (5) 太陽光発電施設の設置に係る工事の内容
  - (6) 太陽光発電施設の維持管理の方法
  - (7) 太陽光発電施設の廃止後に行う措置
  - (8) 第7の周知措置の実施状況
  - (9) その他規則で定める事項
- 4 市長は、許可に、災害の発生防止又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のため必要な条件を付することができること。

## 第9 許可の基準

- 1 市長は、許可の申請があったときは、当該申請に係る事業計画が以下に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
  - (1) 第5の太陽光発電施設の設置場所の制限に抵触しないこと。
  - (2) 太陽光発電施設の設置による災害の防止に関する基準（地盤の安定性等）
  - (3) 反射光による影響に関する配慮に関する基準（アレイの向きの調整等）

(4) 騒音の防止に関する基準（パワーコンディショナーの稼働音について、対策が講ぜられること）。

(5) 電気事業法その他の法令及び条例に適合すること。

(6) 第16による廃棄等費用確保措置が講ぜられたこと（市長との協定の締結を含む。）。

2 市長は、許可の申請の審査に際し、第7に規定する周知措置の実施状況を勘案するものとする。

#### 第10 景観に関する許可基準

市長は、第8の2の規定による申請が合計出力50kW以上の太陽光発電施設の設置に係るものである場合には、第9の基準のほか、景観に関する次の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならないこと。

(1) 事業区域を顕著に視認することができる眺望場所が存在し、又は設置予定場所の周辺に景観資源がある場合には、眺望場所からの太陽光発電施設の視認状況又は景観資源と設置予定場所が混在する風景が分かる想定写真等の資料を作成し、市長に提出すること。

(2) (1)の「眺望場所」とは、天都山頂上その他規則で定める場所<sup>2</sup>をいう。

(3) (1)の「景観資源」とは、網走湖、網走国定公園、オホーツク海の流水その他市が永く保護していくべきものとして規則で定める景観<sup>3</sup>をいう。

(4) (1)の資料により太陽光発電施設の設置による景観への影響が懸念される場合に、次に定める事項その他の対策を講ずることにより、社会通念上必要と認められる程度に、景観への配慮がされていること。

イ 眺望場所からの視認状況を考慮し、アレイの高さを景観との調和に配慮したものとする。

ロ 敷地境界からの距離を確保し、又は植栽や周辺に森林を残置すること等により、太陽光発電施設をできる限り見えないようにすること。

ハ 周辺の景観との調和に配慮した色調の製品を使用すること。

#### 第11 変更許可

---

<sup>2</sup> GLにおける「感動の径パーキングエリア、呼人探鳥遊歩道、釧網線北浜駅、風景街道と位置付けられる国道39号線」は、規則で追加するという整理

<sup>3</sup> GLにおける水芭蕉群生地、能取岬は、規則で追加するという整理

1 第8の1の許可を受けた者は、事業計画を変更しようとするときは、当該変更に伴い生じる工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならないこと。

2 変更許可の手続は、第8の1の許可の手続に準ずること。

#### 第12 完成検査

1 許可を受けた事業者は、太陽光発電施設の設置に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、当該設置が許可を受けた事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、市長の検査を受けなければならないこと。

2 事業者は、施設の設置が事業計画の内容に適合している旨の市長の通知を受ける前に、当該太陽光発電施設を発電の用に供してはならないこと。

#### 第13 許可の取消し

市長は、不正の方法による許可申請、事業計画を逸脱した事業運営、改善命令の違反、第16の4の協定の違反その他一定の事由がある場合には、許可を取り消すことができること。

#### 第14 運用及び維持管理における遵守事項

1 事業者は、太陽光発電施設の状況を定期的に、及び災害その他異常な事態が生じたときはその都度確認し、市長に報告しなければならないこと。

2 事業者は、自然災害等により太陽光発電施設が倒壊、破損する等の事象が生じた場合には、速やかに状況を確認し、第三者に対する被害の発生の防止及び修繕等の措置を講ずるとともに、市長に報告しなければならないこと。

3 事業者は、太陽光発電施設の見やすい場所に、事業者の氏名若しくは名称、緊急連絡先、保守管理者の名称又は氏名及びその連絡先を表示しなければならないこと。

#### 第15 地位承継の届出

事業者から相続、事業譲渡、合併、会社分割により地位を承継した者は、承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならないこと。

#### 第16 廃棄等費用の確保

1 事業者は、太陽光発電事業の終了時における廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令又は条例の規定に基づき必要となる太陽光発電施設の撤去及びその処分に要する費用に相当する財産を確保し、その他の財産と区分して管理する

措置（以下「廃棄等費用確保措置」という。）を、太陽光発電事業の開始前に講じなければならないこと。

2 1の廃棄等費用確保措置に係る額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とすること。

(1) 事業者が設置しようとする太陽光発電施設の合計発電出力（kW）に、1kW当たり10、000円を乗じて得た額

(2) 事業者が実施しようとする太陽光発電事業に係る資本費（太陽光発電施設の設置に係る工事費の総額をいう。）の100分の5に相当する額

(3) 法令又は条例の規定に基づき必要となる太陽光発電施設の撤去及びその処分に要する費用に関する事業者の見積額

3 事業者は、第8の2の許可の申請の前に、2の規定により得られる額の現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入し、当該預金債権について市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならないこと。

4 2及び3の規定にかかわらず、事業者が、市長と協定（廃棄等費用確保措置を太陽光発電事業の開始の日から10年以内に2及び3の例により計画的に講ずる旨を約束する協定をいう。）を締結する場合は、その協定の定めるところによることができること。

#### 第17 保証金の使途

市長は、事業者が第24の命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生防止、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に著しい支障を及ぼしていると認める場合は、行政代執行法の規定により市が講じた措置に要する費用のうち第16の1の太陽光発電施設の撤去及びその処分に要する費用に該当するものに当該保証金を充てることができること。

#### 第18 質権設定契約の解除（保証金の解放）

市長は、事業者が太陽光発電施設の撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用すべきときその他一定の事由がある場合には、保証金を解放すること。

#### 第19 報告の徴収



市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、報告又は資料の提出を求めることができること。

## 第 20 立入調査等

市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所又は太陽光発電事業を実施する区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができること。

## 第 21 廃棄措置

事業者は、太陽光発電事業を廃止したとき又は太陽光発電施設が損耗し、その機能を喪失したときは、当該太陽光発電施設を撤去し、法令の定めに従い、適切に処分しなければならないこと。

## 第 22 指導又は助言

市長は、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導又は助言をすることができること。

## 第 23 勧告

市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に支障が生ずることを防止するため必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができること。

- (1) 許可を受けずに、又は許可の取消しをされた後になお、太陽光発電事業を実施している者
- (2) 条例の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 19 に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者
- (4) 第 20 の立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 太陽光発電施設の維持管理が適切に行われていないため、災害の防止、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承等に重大な支障を及ぼしていると認められる者

## 第 24 改善命令

市長は、第 23 の勧告を受けたにもかかわらず、これに従わない事業者に対し、期限を定めて、防災、良好な生活環境の確保、自然環境の保全、良好な景観の形成

及び文化の継承等に支障が生ずることを防止するため必要な措置をとることを命ずることができること。

## 第 2 5 緊急安全代行措置

市長は、自然災害等により太陽光発電施設が倒壊、破損する等の事象が生じた場合において、当該倒壊、破損等に係る物件を除去しなければ、住民等に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該危険を回避するため必要最小限の措置を行うことができること。

## 第 2 6 過料

第 2 4 の(1)から(4)による勧告に係る措置をとるべき旨の第 2 5 に基づく市長の命令に従わなかった者は、5 万円以下の過料に処すること。

## 第 2 7 罰則

第 2 4 の(5)による勧告に係る措置をとるべき旨の第 2 5 に基づく市長の命令に従わなかった者は、30 万円以下の罰金に処すること。

## 第 2 8 施行期日及び経過措置

- 1 条例の施行期日を令和 9 年 4 月 1 日とすること。
- 2 条例の施行の際既に太陽光発電事業を実施している者は、第 8 の許可を受けた事業者とみなすこと。
- 3 2 により第 8 の許可を受けた事業者であって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定による解体等積立金の積立てをすることが義務付けられていない者は、施行日から 6 月以内に、次の事項を市長に届け出なければならないこと。
  - (1) 太陽光発電事業の終了時期の見込み
  - (2) 第 1 6 の 2 の例により算出する廃棄等費用確保措置に係る額
  - (3) (1)の時期の 5 年前までに(2)の額に相当する財産を確保するための計画及び当該財産を他の財産から分離して確保する方策
- 4 市長は、3 の届出を受けた場合において、必要と認めるときは、同項に規定する者に対し、同項第 3 号の計画及び方策を見直すことを求めることができること。
- 5 その他所要の経過措置を定めること。